

北陸管内における特定実験試験局用周波数等

○総務省告示第166号(令和6年5月21日)抜粋

周波数の範囲(注1)		等価等方 輻射電力(注2)	使用可能期間	使用可能地域	備考
from	to				
73.55MHz	73.65MHz	10W以下	R7.6.30まで	北陸総合通信局管内	
143MHz	143.21MHz	5W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
147MHz	147.21MHz	50W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
426.9MHz	427.5MHz	10W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
428MHz	428.4MHz	5W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
5012MHz	5025MHz	5W以下	R7.6.30まで		
5100MHz	5140MHz	5W以下	R7.6.30まで		
12.8GHz	12.95GHz	1W以下	R7.6.30まで		
15.5GHz	15.6GHz	1W以下	R7.6.30まで		
26.725GHz	26.735GHz	0.1W以下	R7.6.30まで		
31.05GHz	31.2GHz	1W以下	R7.6.30まで		
32.05GHz	33.25GHz	1W以下	R7.6.30まで		
39.5GHz	41GHz	2000W以下	R7.6.30まで		空中線電力は 5W以下に限る。
48.4GHz	48.7GHz	0.1W以下	R7.6.30まで		
49.3GHz	49.8GHz	0.1W以下	R7.6.30まで		
51.35GHz	52.35GHz	0.1W以下	R7.6.30まで		
66GHz	71GHz	1500W以下	R7.6.30まで		空中線電力は 1W以下に限る。
102GHz	1100GHz	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射電力 が5000W以下	R10.6.30まで		(注3) 空中線電力 は 5W以下に限る。

(注1) 発射する占有周波数帯幅にいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。

109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHz
まで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数

○総務省告示第407号(令和5年12月7日)

周波数の範囲(注1)		等価等方 輻射電力(注2)	使用可能期間	使用可能地域	備考
from	to				
853MHz ~	860MHz	0.035W以下	R7.12.31まで	北陸総合通信局管内	(注3)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 石川県加賀市(塔尾町、山中温泉こおろぎ町、山中温泉南町、山中温泉栄町、山中温泉河鹿町、山中温泉湯の出町、山中温泉本町二丁目、山中温泉本町一丁目、山中温泉東町二丁目、山中温泉東町一丁目、山中温泉湯の本町、山中温泉薬師町、山中温泉富士見町、山中温泉白山町、山中温泉西桂木町、山中温泉東桂木町、山中温泉上野町、山中温泉塚谷町、山中温泉加美谷台、山中温泉下谷町、山中温泉菅谷町、山中温泉栢野町、山中温泉我谷町、山中温泉大内町、山中温泉風谷町、山中温泉上新保町、山中温泉枯淵町、山中温泉九谷町、山中温泉小杉町、山中温泉西住町、山中温泉坂下町、山中温泉生水町、山中温泉片谷町、山中温泉真砂町、山中温泉四十九院町、山中温泉中津原町、山中温泉滝町、山中温泉菅生谷町、山中温泉荒谷町、山中温泉今立町、山中温泉大土町、山中温泉杉水町及び山中温泉市谷町に限る。)の区域に限る。

○総務省告示第352号(令和6年11月27日)抜粋

周波数の範囲(注1)		等価等方 輻射電力(注2)	使用可能期間	使用可能地域	備考
from	to				
5755MHz ~	5795MHz	1W以下	R8.3.31まで	北陸総合通信局管内	(注3)
5795MHz ~	5815MHz	25mW以下	R8.3.31まで		(注3)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 石川県珠洲市、石川県河北郡内灘町、石川県鳳珠郡能登町、福井県丹生郡越前町及び加賀市生水展望広場(石川県加賀市山中温泉生水町)並びにそれらの上空に限る。